

写

議員提出議案第二号

地方行財政の抜本的改革に関する意見書提出について
右事件について、別紙のとおり総理大臣、自治大臣、大蔵大臣に意見書を提出する。

昭和五十三年三月二十二日

提出者	三朝町議會議員	福田	家	和	
賛成者	三朝町議會議員	御	船	積	
賛成者	三朝町議會議員	石	山	利	男
賛成者	三朝町議會議員	政	門	正	
賛成者	三朝町議會議員	古	屋	博	

昭和五十三年三月廿三日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎

地方行財政の抜本的改革に関する意見書

地方自治制度発足以来すでに三十年を経過したが、地方自治の本旨に逆行する中央集権化は、改まるところか、一層その強化の兆しさえうかがえる。また、五年に及ぶ不況と最近の円高は、法人関係税をはじめとする税収の大幅低下をもたらし、地方財政危機をより深刻なものにしている。

国民生活の安定と福祉の向上につて、地方財政の充実はその基本となるものであるが、今日の地方財政危機は単なる財政上の問題にとどまらず、地方自治の本質にかかわる重大な問題であり、もはや糊塗的な対策では解決は不可能である。よつて政府に対し、地方財政の抜本的改革を柱とした左記の事項を強く要望する。

記

- 一、 地方自治の本旨に基づいて地方行財政の抜本的改革を早急に断行すること。
- 一、 法人事業税の外形課税の導入をはじめとした地方税源の充実をはかること。
- 一、 地方交付税の算定基礎となる税目の拡大、交付税率の引き上げなど、地方交付税制度の抜本的改革を実施するとともに超過負担の完全解消をはかること。
- 一、 地方債の円滑な消化をはかるため「地方公共団体金融公庫」の創設をはかること。

一、 公立高等学校建設の国庫補助の大幅増額をはかること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十三年三月二十二日

三 朝 町 議 会